

第 23 期 第 9 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 9 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 3 月 30 日（金）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 9 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 23 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	8 件
議案第 24 号	平成 29 年度農用地利用集積計画(第 5 号)について	1 件
議案第 25 号	農用地利用配分計画(案)について	1 件
議案第 26 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 27 号	平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	
議案第 28 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1 件

第 3 報告第 20 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	2 件
報告第 21 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
報告第 22 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	1 件
報告第 23 号	農地の使用貸借解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第9回3月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、2番〇〇 〇〇 委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。
開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号 1番 〇〇 〇〇 委員、4番 〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2について関連がありますので、一括して事務局説明をお願いします。

また、議案24号、議案25号についても関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いします。

1番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	（譲渡人）労力不足		
	（譲受人）新規就農するにあたり耕作地の確保が必要		

権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付予定作物	申請地では、引き続き栗を栽培し、5年以内に農地の一部をキウイフルーツ、シキミへの栽培への切替えを予定
主な農機具の保有状況	農作業用自動車 その他の農機具は、当面、同居の祖父から貸借予定
労働力	常時1人 出荷時期等の繁忙期は、祖母等の支援を受ける予定
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて、

2番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	田	外1筆
借受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(貸出人) 労力不足 (借受人) 新規就農するにあたり耕作地の確保が必要		
権利の種類等	10年間の賃貸借権設定		
借受人の作付予定作物	〇〇では、ピーマン 〇〇では、ピーマンとケールを栽培予定		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車 その他の農機具は、当面、同居の祖父から貸借予定		
労働力	常時1人 出荷時期等の繁忙期は、祖母等の支援を受ける予定		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

「2番」については「1番」の許可が前提条件になります。

以上、「1番」及び「2番」の同時申請により

農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、

議案第24号、「平成29年度農用地利用集積計画（第5号）について」、議案第25号、「農用地利用配分計画（案）について」にて上程しております今回の申請人が貸借申請している農地の内容について一部ご説明させていただきます。

お手元の議案書の3ページでは、貸渡人の〇〇さんが〇〇へ農地を貸し出し、4ページでは、〇〇が借り受けたその農地を今回の申請人である〇〇〇〇さんへ貸し出しをする内容となっています。

詳細は、議案第24号の審議、議案25号の審議でも再度ご説明いたしますので省略いたしますが、

対象農地は、農地利用意向調査の結果、所有者側が〇〇の利用を希望された農地になります。

申請農地は、中山町出渕 ほか3筆が隣接する
総面積が〇〇㎡の農地です。以上になります。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは新規就農ということで、〇〇さんの農地を譲り受けて、事務局から説明がありましたように栗、その後キウイを栽培することを計画していると伺っています。繁忙期は臨時に雇用を考えていますが、基本的に一人で頑張るということです。一生懸命頑張ってくれる感じはしましたので、ご審議をよろしくお願いします。

地元委員

貸し人は、早くから松山市にでていまして、両親が高齢になり労力不足となり貸すこととなったということです。借受人は26歳中山町では一番若い農業後継者で、キウイや野菜などを栽培されるということで積極的に取り組んでいますのでご理解よろしくお願いします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

新規就農者

初めまして〇〇です。26歳中山町で就農させていただきます。営農計画はピーマン

とキウイフルーツを柱に、サブで栗とケール、花木で営農計画を立てております。

キウイ棚は入札がありまして、今年の年末ぐらいから建てて、3月ぐらいから植栽をする予定であります。

議長

今説明がありましたが、皆様からご質問はありませんか。

委員

若いので頼もしいと思いますが、キウイは面積はどれぐらい、品種はどのように予定されていますか。

新規就農者

面積は2反半で、品種はヘイワードだけを考えています。

委員

サンゴールドあたりを中山でやっている人もおりますが、その品種に取り組むと収入になるのではないかなと思います。面積も全部1町2、3反ぐらいになるので、先輩に聞いて検討されたらなお高収入になりますので、頑張ってください。

委員

販売関係はえひめ中央と契約栽培されているのですか。ケールもですか。

新規就農者

はいそうです。

委員

花木の品種はどうですか。

新規就農者

シキビと薩摩杉を考えています。

委員

花モモは農協で進められていますがどうですか？

新規就農者

花モモも検討していましたが、小田がメインでやっていますので、小田の指導員と相

談して花モモは違う考えにいたりました。

<新規就農者退室>

議長

番号1、2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。

続いて番号3に移りますが、譲受人が〇〇委員でありますので議事参与の制限に該当するためここで退席をお願いします。

<委員退室>

議長

番号3につきまして事務局より説明をお願いします

事務局

3番

譲渡人 下吾川 〇〇 〇〇

譲受人 上野 〇〇 〇〇

申請地 上野 畑

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲渡人) 労力不足

(譲受人) 経営規模の拡大

権利の種類等 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米、野菜・果樹(申請地では、野菜を栽培予定。)

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、農作業用自動車等

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

委員

〇〇委員さんに代わりまして説明いたします。本来この農地は下吾川の〇〇さんが所有しており、〇〇さんが亡くなり娘さんが相続しました。娘さんが忙しくて長年放棄した状態であり、その農地の隣に〇〇さんの農地がありまして、ぜひ〇〇さんを買ってほしいという話となりました。〇〇さんなら問題ないと思います。なお、その農地は整地をして野菜を植えると伺っています。よろしくお願いします。

議長

番号3つきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3つきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3つきまして原案のとおり承認いたします。

<委員入室>

議長

続きまして、番号4につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	東温市	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜	(申請地では、引き続き米を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等		

労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

東温市の〇〇さんが下三谷の4箇所を所有していましたが、労力不足により3年前ぐらいから下三谷の方に作っていただいていた状態です。譲受人の〇〇さんは、水田を沢山作っていますが、元気な方ですので、増反していきたいということです。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5、6については関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

貸出人	中山町中山	〇〇	〇〇
借受人	中山町中山	〇〇	〇〇
	貸出人と借受人の関係は兄弟になります。		
申請地	中山町中山	畑	外1筆
借受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(貸出人)	労力不足	
	(借受人)	増反による	
権利の種類等	10年間の使用貸借権設定		

譲受人の作付作物 果樹（申請地では、引き続き栗を栽培予定）

主な農機具の保有状況 トラクター、農作業用自動車等

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

つづいて、

6番

譲渡人 中山町中山 ○○ ○○

譲受人 中山町中山 ○○ ○○

申請地 中山町中山 畑

譲受人の耕作面積 ○○m²

申請理由 （譲渡人） 労力不足
（譲受人） 増反による

権利の種類等 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 果樹（申請地では、栗を栽培予定）

主な農機具の保有状況 トラクター、農作業用自動車等

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5、6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

5番の方は、○○さんのお兄さんで耕作は難しいとして借り受けることとなったようです。6番の○○さんは90歳ぐらいの高齢ということで、なかなか耕作が難しいので譲受けて管理をしていくことでした。あとは事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

番号5、6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5、6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 5、6 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 7 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

7 番

譲渡人 上吾川 ○○ ○○

譲受人 上吾川 ○○ ○○

申請地 上吾川 田

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による

権利の種類等 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米・果樹・野菜（申請地では、野菜を栽培予定）

主な農機具の保有状況 トラクター等

労働力 常時 2 人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号 7 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

○○さんは勤め人で、お母さんは高齢のため農業ができないとのことで、所有されている土地の大部分を貸して作っていただいています。譲受け人の○○さんは高齢ですが、几帳面な方で、みかん山からハウスのマドンナ、米などを作られていまして、○○さんの所有の田を管理していた小作人の前任者は草が結構生えていましたので、○○さんが管理していただくと綺麗になるので安心されると思います。ご審議よろしく願います。

議長

番号 7 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

番号8につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

8番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	果樹・野菜(申請地では、枇杷を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車等		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんは高齢ですがご主人とメインはお米を作られています。そのため畑は手薄になっている感じがしまして、〇〇さんが周りを作られていますので、島みたいにそこだけが遊休農地になるので管理を一括していただいたら周りの影響もなくなりますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第24号 平成29年度農用地利用集積計画（第5号）について

■議案第25号 農用地利用配分計画（案）について

議長

議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

続いて4ページ

議案第25号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

事務局の一括の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。（〇〇 〇〇が借りる。）

1番 第24号議案

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 〇〇 〇〇

利用権を設定する者（貸し手） 松山市 〇〇 〇〇

利用権設定地 中山町出渕 畑 外3筆

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 平成30年4月1日～平成40年3月31日の
10年間

作付け予定作物 果樹（キウイフルーツ）

つづいて4ページになります。

1番 第25号議案

権利の設定を受ける者（借り手） 中山町中山 〇〇 〇〇

権利を設定する者（貸し手） 松山市 〇〇 〇〇

権利設定地 中山町出渕 畑 外3筆

権利の種類 使用貸借権設定

契約期間 平成 30 年 6 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日の
9 年 10 ヶ月

作付け予定作物 果樹（キウイフルーツ）

議長

議案 24 号、25 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局の説明がありましたように問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長

議案 24 号、25 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案 24 号、25 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案 24 号、25 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5 ページをお開きください。

■議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり
愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

申請人	中山町佐礼谷	〇〇 〇〇
土地所有者	中山町佐礼谷	〇〇 〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑 外 1 筆
転用目的	植林	

申請人は、葉タバコの栽培を申請地で行っていましたが、高齢のため耕作が難しく
なったことと、関係法規に対する認識不足のため平成 7 年に檜と杉を植林したというこ
とです。遊休農地の利用意向調査を受け、関係法令に違反していることを認識し、周辺

の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく今回の申請に至ったものであります。

申請地は、中山町佐礼谷の〇〇地区の南側に位置しており、10ha 未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

議案第26号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

佐礼谷〇〇地区の周囲に市道がありますが、その中心部のところにこの園地がございます。周囲は山林や竹林がありまして、周りの影響はないことは確認いたしました。平成7年に植えたということで、20数年経っていますが、本人さんもすみませんがよろしく願いますとのことでした。問題はありませんのでご審議のほどよろしく願います。

議長

議案第26号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第26号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第26号につきまして原案のとおり承認いたします
続きまして

■議案第27号 平成29年度の目標及びその達成の点検・評価及び 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議長

議案第27号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局の説明をお願いします。

事務局より平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、(1)

農業委員会の状況（２）担い手の農地の利用集積集約化（３）新たに農業経営を営もうとする者の参入促進（４）遊休農地に関する措置に関する評価（５）違反転用への適正な対応（６）農地法等によりその権限に属された事務に関する点検（７）地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容（８）事務の実施状況の公表等の概要を説明。

平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、所定の様式に基づき概要を説明

議長

議案第２７号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第２７号につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案第２７号につきまして原案のとおり承認いたします

続きまして

■議案第２８号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長

議案第２８号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局の説明をお願いします。

事務局より指針の内容について説明。

議長

議案第２８号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

指針の中には、栗のことが記載されていますが、愛媛県としても栗の生産増を計ってほしいとの話も聞いております。特に中山町の栗は減る一方ということです。特に木が古くなっている、高齢化の傾向、反収不足ということで、私が仕事しているのは、１０ａに対して５０ｋｇ程度です。これを３００ｋｇから４００ｋｇに増やしていかないと当然栗がなりたっていない状況です。なんとかして栗の産地化を今後計っていただきたいと思っています。そこで指針にあるように関係機関の連携と目標も掲げておりますが、特に県とか農協とか、有識者とかいろいろと検討していただきまして、中山町の栗

の抜本的な根本的な方策がないものかなと思います。このままだと中山町の栗がなくなっていく状況であります。毎年栗の苗木が1万本ぐらいでていますが、これに付きましても植えただけでなかなか管理ができない状況です。なんとか産地化を残していくような対応を伊予市としましても県にお伝え願ひまして、打診させていただきたく、申し上げました。

事務局

今現在、県の指導班を中心に500kgは無理かもしれませんが、200kgや300kgの収入を省力化で目指して行く取り組みができないかという実証圃を3ヵ年設けて、技術確立をしていく流れになっています。これに関しては農業振興センターの枠組みの中で、市、県、JAと連携した話し合いの中で進んでいます。3月にも生産者部会の方とお話をさせていただいています。栗だけではなく各農業の振興に向けて関係機関連携を基に、農業と生産性の向上を目指して尽力していきたいと思っています。そのためには、地域の担い手への利用集積等に対して地元委員の皆様のお力をお借りすることがありますので、よろしく願ひいたします。

議長

議案第28号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第28号につきまして原案のとおり承認いたします
続きまして、議案書の6ページをお開きください。

■報告第20号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第20号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

番号1、2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

申請人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇

届出地	上三谷	畑
転用目的	農業用倉庫	

2番

申請人	森	〇〇	〇〇
土地所有者	森	〇〇	〇〇
届出地	森	田	
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第20号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	米湊	畑	
転用目的	宅地拡張		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第21号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第22号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第22号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	三島町	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	尾崎	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

議長

報告第22号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第23号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第23号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	大平	畑	

	他、1 筆
解約事由	双方合意
権利の種類等	3 条 使用貸借権設定

議長

報告第 2 3 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

役員会協議結果の報告について事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成 3 0 年 4 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第 9 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 2 9 年度第 9 回 3 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 3 時 5 分 閉会)